

1. 地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) の策定に向けて





地球温暖化対策実行計画とは

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は「地方公共団体（地球温暖化対策）実行計画」を策定するものとされています。
- 地球温暖化対策実行計画は、大きく分けて2つの部分（「**事務事業編**」と「**区域施策編**」）から構成されます。



事務事業編と区域施策編

	事務事業編	区域施策編
根拠条文	法第20条の3第1項	法20条の3第3項 ※
内容	地方公共団体自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画	区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策についての計画
例	庁舎・地方公共団体が管理する施設の省エネ対策等 	産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門における省エネ対策等 
策定義務	全ての地方公共団体	都道府県、政令指定都市、中核市、特例市 ※上記以外の市町村には策定義務なし
本市の策定状況	平成24年3月策定	未策定 ※ただし、市環境基本計画中、温暖化対策に関する部分については区域施策編として位置づけている

※法20条の3第3項
 都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市(以下「指定都市等」という。)は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の制御等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

地球温暖化対策実行計画の策定率（H26.10時点）

団体区分	合計	事務事業編	区域施策編
都道府県	47	47 (100%)	47 (100%)
指定都市	20	20 (100%)	16 (80.0%)
中核都市	43	43 (100%)	42 (97.7%)
特例市	40	40 (100%)	36 (90.0%)
その他市町村	1,638	1,389 (79.8%)	242 (14.8%)
合計	1,788	1,436 (80.3%)	383 (21.4%)

地球温暖化対策に関する動向等（1）

京都議定書に基づく我が国の削減目標と達成状況

ア 目標値

京都議定書約束期間（2004年から2012年まで）中に、基準年である1990年比で6%削減

イ 達成状況

2008年から2012年の5カ年平均は、基準年比8.4%減となり、京都議定書の目標を達成。

（平成26年4月環境省発表）

地球温暖化対策に関する動向等（２）

国における今後の目標

2013年11月に国が気候変動枠組み条約事務局に登録した内容

目標値

平成32（2020）年度までに平成17（2005）年度比で3.8%削減。

※米国、中国、インドなど主要排出国も、2005年を基準年としている。

当面の地球温暖化対策に関する方針

(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部)

地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同程度以上の取組を推進することを求めることとし、政府は、地方公共団体、事業者及び国民による取組を引き続き支援することで取組の加速を図ることとする。

国の取り組みだけでなく、地方公共団体の積極的な取組も益々重要性を増してきており、国も区域施策編の策定に向けて地方を支援している。



地球温暖化対策地方公共団体
実行計画(区域施策編)策定支援サイト

サイトマップ

文字拡大・読み上げツール

マニュアル・策定支援ツール ～排出量算定～

環境省 > 総合環境政策 > 実行計画策定支援サイトトップページ > 実行計画(区域施策編)トップページ > マニュアル・策定支援ツール

- ・ 特定事業所排出量データを活用した自治体別排出量の分析結果
- ・ 排出量算定システム
- ・ 部門別CO₂排出量の現況推計(※簡易版マニュアルに対応)
- ・ 部門別CO₂排出量計算シート(※簡易版マニュアルに対応)
- ・ 地方公共団体実行計画(区域施策編)マニュアルに関する低炭素化手法の検討
- ・ 全国市区町村自動車排出量データ

トップページ

実行計画(区域施策編)
新着情報

実行計画(区域施策編)
の概要

温暖化対策駆け込み
相談室

策定状況

■ 施行状況調査結果

市環境基本計画における地球温暖化対策から区域施策編へ

上天草市環境基本計画

第1章 基本的事項

第2章 市の現況

第3章 環境の概要

第4章 基本計画

- 1 自然環境の保全及び創造
- 2 生活環境の保全及び創造
- 3 **地球環境の保全**
- 4 循環型社会の構築
- 5 環境教育及び環境保全実践行動の推進

区域施策編として章を追加

第5章 計画の推進と管理

温暖化対策の取組み

3 地球環境の保全

省エネルギー・省資源対策、新エネルギーの利活用を促進し、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を削減します。

- (1) 市民の取組み
- (2) 事業者の取組み
- (3) 市の取組み

環境基本計画の見直しに合わせ、区域施策編を策定

温暖化対策実行計画区域施策編

- 1 実行計画策定の背景、意義
- 2 温室効果ガス排出量の現況推計
- 3 目標設定
- 4 対策・施策
(事業者や市民が身近に取組みやすい事例の紹介)

2. 区域施策編の概要について

実行計画の構成

本実行計画は、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」（平成21年6月環境省）及び「簡易版」（平成22年8月環境省）に基づき策定します。

- 1 実行計画策定の背景、位置付け等
- 2 温室効果ガス排出量の現況推計
- 3 対策・施策

1 実行計画策定の背景、位置付け等

(1) 背景等

地域において問題意識を共有するため、地球温暖化の現状や国際・国内の動向、地域特性等を踏まえ、地域において地球温暖化対策に取り組む背景・意義について記載します。

(2) 計画期間

環境基本計画の計画期間と合わせ、平成32年度（2020年度）までとします。

(3) 目標設定

温室効果ガス排出量の基準年度を平成17年度（2005年度）とし、短期、中期、長期に分けて設定します。短期目標を平成32年度（2020年度）、中期目標を平成42年度（2030年度）、長期目標を平成62年度（2050年度）とします。

2 温室効果ガス排出量の現況推計（1）

簡易版マニュアルに基づき、資源エネルギー庁が調査している「都道府県別エネルギー消費統計」など、都道府県及び全国のエネルギー使用量を基に算定されたCO₂排出量を、部門別の指標によって按分する推計方法により推計します。

<推計方法の一例（産業・製造業部門）>

$$\begin{aligned} &= \text{熊本県の製造業炭素排出量（千t）} \times \frac{\text{上天草市の製造品出荷額（万円）}}{\text{熊本県の製造品出荷額（万円）}} \times \frac{44}{12} \end{aligned}$$

分子量を使って炭素を二酸化炭素に換算

※製造業から排出されるCO₂は、製造業の製造品出荷額等に比例すると仮定し、都道府県の製造品出荷額等あたり炭素排出量に対して、市区町村の製造品出荷額等に乗じて推計します。

2 温室効果ガス排出量の現況推計（2）

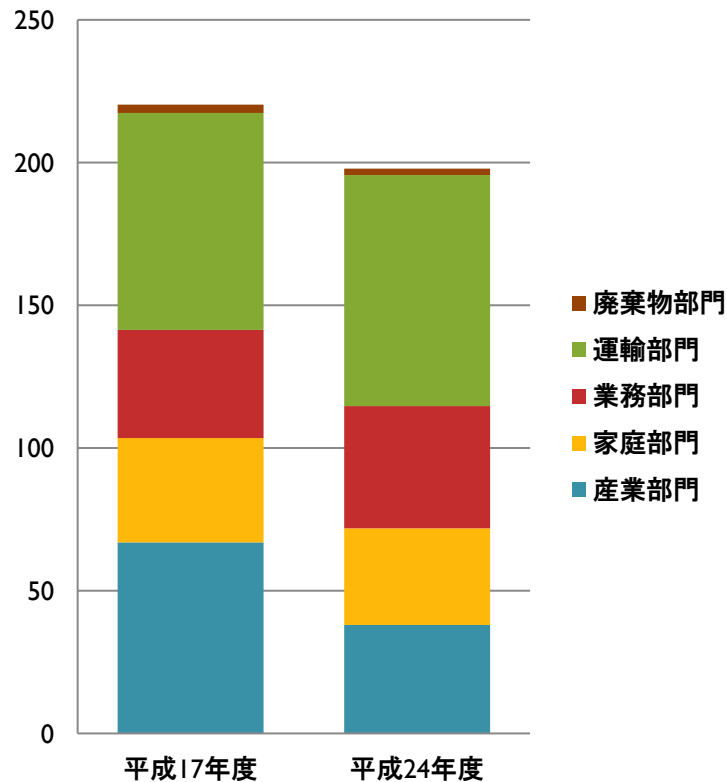
部 門		按分項目
産業部門	製造業	→製造品出荷額
	建設・鉱業	→建設業・鉱業の従業者数
	農林水産業	→農林水産業の従業者数
民生家庭部門		→世帯数
民生業務部門		→事業所等の床面積
運輸部門	自動車	→自動車の保有台数
	鉄道・船舶・航空	→人口、入港船舶総トン数
廃棄物部門		→処分量

2 温室効果ガス排出量の現況推計（3）

単位：千t-CO₂

	産業部門	家庭部門	業務部門	運輸部門	廃棄物部門	排出量合計
平成17年度	67	37	38	76	3	220
平成24年度	38	34	43	81	2	198

上天草市の温室効果ガス排出状況



基準年度（17年度）と最新年度（24年度）を比較した場合、業務部門及び運輸部門においては増加しており、産業部門、家庭部門、廃棄物部門においては減少しています。また、総排出量は10%減少しています。

3 対策・施策

温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策として、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項に定める分類に従い、義務的記載事項として下記の4つの施策分野について対策・施策の立案を行います。

①再生可能エネルギーの利用促進

太陽光発電、太陽熱温水器等の導入の促進など

②省エネルギーの促進

既存住宅・建築物の省エネ改修の促進や高断熱の新築住宅・建築物の普及など

③地域環境の整備及び改善

公共交通機関の利用促進、緑地保全など

④循環型社会の形成

廃棄物発生量の抑制やリサイクル率の向上など